



青森県報

第二千八十号

平成十四年九月三十日(月曜日)

目次

告 示

結核予防法による医療機関の指定……………(健康医療課) ……一
 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経 理 課) ……一

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
 同法第十条第二項の規定による公告……………(文化・スポ
 ツ振興課) ……二

換地計画の決定……………(農 村 整 備 課) ……二

出先機関

道路の位置の指定……………(むつ県土
 整備事務所) ……二

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の
 数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超え
 る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ
 て得た数とを合算して得た数)……………(事 務 局) ……三

告

示

青森県告示第四百五十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十四年九月三十日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
スーパードラッグストア サヒ調剤薬局藤崎店	南津軽郡藤崎町大字西豊田二丁目一 七	平成十四年九月三十日

青森県告示第四百五十九号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成十四年十月一日から施行する。

平成十四年九月三十日

青森県知事 木 村 守 男

第二号の表中

「新あおもり農業協同組合東支店 青森市大字平新田

及び

「らくのう青森農業協同組合庄内 上北郡六ヶ所村大字倉内」を削る。
支所

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年九月三十日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 申請のあつた年月日
平成十四年九月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グリーンエネルギー青森
- 三 代表者の氏名
丸山 康司
- 四 主たる事務所の所在地
青森市大字小柳字朽葉四一の三三三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、循環型社会の構築を目指して、市民や地域が主体となつた省エネルギー活動を推進すること、再生可能な自然エネルギーの普及、促進、及びそのために必要な社会的制度、政策の提言と実現をはかることをもつて社会全体の利益の増進と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、鬼楯地区の県営土地改良事業に係る楯木工区の換地計画を定めたので、同条第四項に

において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十四年九月三十日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十四年十月一日から同月二十九日まで
- 三 縦覧の場所
弘前市役所

出 先 機 関

むつ県土整備事務所告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年九月三十日

むつ県土整備事務所長 石 井 博 雄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市大字田名部字上川 三三三の三九三	五五・八九メートル	六・〇五メートル	平成 一四・九・七

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第三十二号

平成十四年九月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成十四年九月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二三、八九二人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二六五、七六二人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

- 東津軽郡選挙区 八、九七七 人
- 西津軽郡選挙区 一八、三七一 人
- 南津軽郡選挙区 二六、二五五 人
- 北津軽郡選挙区 一七、二〇九 人
- 上北郡選挙区 三一、〇二九 人
- 下北郡選挙区 一〇、六六五 人
- 三戸郡選挙区 二四、六二四 人
- 青森市選挙区 七九、六三六 人
- 弘前市選挙区 五二、一六〇 人

- 八戸市選挙区 六四、〇六四 人
- 黒石市選挙区 一〇、五七〇 人
- 五所川原市選挙区 一三、三四七 人
- 十和田市選挙区 一六、六七三 人
- 三沢市選挙区 一一、二九九 人
- むつ市選挙区 一三、三一六 人

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭